

お客様各位

三条信用金庫

## 「さんしん投信インターネットサービス取扱規定」の改正について

平素より三条信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、投信インターネットサービスにおいてシステム機能の追加および法改正対応により、以下の通り取扱規定を改正いたしますので、ご案内申し上げます。

## 記

## 1. 改正する規定

「さんしん投信インターネットサービス取扱規定」

## 2. 改正日

令和7年8月25日（月）

## 3. 改正内容

- ・ お客様が操作されることにより任意のログインIDへの変更が可能になります。
- ・ お客様への郵便物が宛先不明で不着になった場合は、取引の安全性を確保するため、当金庫にて一部取引を制限できるものとする旨、記載を追加します。

詳細は以下、新旧対照表を参照お願いします。

「さんしん投信インターネットサービス取扱規定」取扱規定	
新	旧
<p>第1章 さんしん投信インターネットサービス</p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>第2章 本人確認</p> <p>8. (ログインID)</p> <p>当金庫は、お客様が本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「ログインID (仮ID)」を記載した「投信インターネットサービス仮ID発行通知書」を発行します。</p> <p>初回ログインに際して、それ以降お客様ご本人であることを確認するための「ログインID」を<u>端末からお客様自ら設定していただくもの</u>とします。</p> <p>ただし、お客様がしんきんIBから本サービスへのシングルサインオン機能をご利用の場合は、しんきんIB利用規定に示した契約者IDを使用します。</p> <p>9. (ログインパスワード)</p> <p>お客様は、本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「キーワード (仮IDパスワード)」を当金庫所定の手</p>	<p>第1章 さんしん投信インターネットサービス</p> <p>1. ～7. (同左)</p> <p>第2章 本人確認</p> <p>8. (ログインID)</p> <p>当金庫は、お客様が本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「ログインID (仮ID)」を記載した「投信インターネットサービス仮ID発行通知書」を発行します。</p> <p>初回ログインに際して、それ以降お客様ご本人であることを確認するための「ログインID」を<u>端末から発行</u>します。</p> <p>ただし、お客様がしんきんIBから本サービスへのシングルサインオン機能をご利用の場合は、しんきんIB利用規定に示した契約者IDを使用します。</p> <p>9. (ログインパスワード)</p> <p>お客様は、本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「キーワード (仮IDパスワード)」を当金庫所定の手</p>

「さんしん投信インターネットサービス取扱規定」取扱規定

新	旧
<p>続きにより届け出るものとします。</p> <p>初回ログインに際して、お客様ご本人であることを確認するための「ログインパスワード」を<u>端末からお客様自ら設定していただくものとします。</u></p> <p>10. ～13. (略)</p> <p>第3章 取引の依頼 (略)</p> <p>第4章 サービスの解約等</p> <p>36. (お客様からの解約) (略)</p> <p>37. (当金庫からの解約等) (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) お客様が、住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となった場合</u></p> <p><u>(7) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p>38. (規定等の準用) (略)</p> <p>39. (届出事項の変更等)</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、投信取引約款等に基づきお客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。</p> <p><u>また、この届出を完了した後でなければ、本サービスの利用はできません。当金庫が届出のあった氏名または名称、住所にあてて通知または送付書類等を発送したにもかかわらず、お客様が住所変更等の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由により、延着もしくは不着となった場合、届出が完了するまでの間、当金庫はお客様に通知することなく取引を制限できるものとします。</u></p> <p>この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>40. ～44. (略)</p> <p style="text-align: right;">(2025年8月改訂)</p> <p>以 上</p>	<p>きにより届け出るものとします。</p> <p>初回ログインに際して、お客様ご本人であることを確認するための「ログインパスワード」を<u>端末から発行します。なお、お客様は、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを変更するものとします。</u></p> <p>10. ～13. (同左)</p> <p>第3章 取引の依頼 (同左)</p> <p>第4章 サービスの解約等</p> <p>36. (お客様からの解約) (同左)</p> <p>37. (当金庫からの解約等) (1)～(5) (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(6) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p>38. (規定等の準用) (同左)</p> <p>39. (届出事項の変更等)</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、投信取引約款等に基づきお客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>40. ～44. (同左)</p> <p style="text-align: right;">(2024年10月改訂)</p> <p>以 上</p>

以上